

平成 30 年 3 月 16 日

運送委託企業 各位

国土交通省関東運輸局  
 厚生労働省  
 東京・神奈川・千葉・埼玉  
 茨城・栃木・群馬・山梨  
 労働局  
 経済産業省関東経済産業局  
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

トラック運送事業者との適正取引及び労働時間のルールへの御理解と御協力をお願い

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は我が国の経済活動、並びに国民生活の発展、維持のために欠かすことのできない重要な役割を担っておりますが、トラック運送事業を取り巻く環境は、安全対策や環境問題への対応、少子高齢化や他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることによるドライバー不足など、依然として厳しい状況にあります。

このような中、政府では、昨年3月に「働き方改革実行計画」が決定され、長時間労働を改善するため、生産性の向上や適正取引の推進、また人材の確保を図ることが一層急務となっております。

トラック運送事業者には守るべきルールとして「改善基準告示」等によりドライバーの拘束時間、運転時間等が定められており、荷主関与による過労運転が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もあり、課題を解決するためには運送委託者の皆様の御理解と御協力をいただくことが必要不可欠です。

つきましては、趣旨を御理解いただき、適正取引及び長時間労働の是正等に向けて御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、国土交通省、厚生労働省、経済産業省(中小企業庁)及び公正取引委員会において、運送委託者の皆様に向けたリーフレット等を作成いたしましたので、送付させていただきます。

《問い合わせ先》

- |                           |                   |                  |
|---------------------------|-------------------|------------------|
| ○国土交通省関東運輸局自動車交通部貨物課      | ☎045-211-7248     |                  |
| ○厚生労働省各労働局労働基準部監督課        |                   |                  |
| ☎東京:03-3512-1612          | ☎神奈川:045-211-7351 | ☎千葉:043-221-2304 |
| ☎埼玉:048-600-6204          | ☎茨城:029-224-6214  | ☎栃木:028-634-9115 |
| ☎群馬:027-896-4735          | ☎山梨:055-225-2853  |                  |
| ○経済産業省関東経済産業局下請代金検査官室     | ☎048-600-0325     |                  |
| ○公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 | ☎03-3581-3375     |                  |

# 契約の内容を書面化

## できていますか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- トラック運送業における運賃を算定ガイドラインでは運賃協約に際して、運賃白紙、別添業務の内容、運賃・料金の算定の必要事項について運賃で決まることをルールとしています。
- 運送事業者が既委託する場合に、必要事項全て記載した書面を交付しないことは下請法に違反するおそれがあります。

**👑 要注意! チェックポイント**

- 別添作業を含む運賃内容・運賃等の運賃事項が口約束になっていませんか。
- 契約書を保存していますか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 運送委託者は運送事業者と協約の上、運賃の内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面にし、保存する。

# 附帯業務に対して料金を

## 支払っていますか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- 運送委託者が契約にはない業務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

**👑 要注意! チェックポイント**

- 契約にはない附帯業務を無償で提供していませんか。
- 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の種類、費用内訳等を明確にし、書面化する。
- 書面内容を定期的に見直し、業務の進捗と協議があれば、十分な協議の上で契約を改める。

# 一方的に低い運賃・料金を

## 運送委託等を行っていませんか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに過度に支払われる運賃・料金をより安く低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

**👑 要注意! チェックポイント**

- 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- 運送委託等の事情のみで運賃・料金の引き下げを強請していませんか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 弊業者様または長年ともに協業を行い、運賃・料金を算定する。また、定率制に協定の上、運賃・料金を決定する。
- 価格協定上取りたい業務に際しては、随時協議により運賃・料金を算定する。

# 追加運賃・料金の負担を

## 拒んでいませんか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

**👑 要注意! チェックポイント**

- 当初見積した条件を超えた荷物の費用負担を拒んでいませんか。
- 出発地・到着地の急な変更により、追加の費用が生じたにもかかわらず、運賃・料金の負担を拒んでいませんか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 運送委託者は運送事業者との十分な協議により運賃条件を固める。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再算定し、追加費用を負担する。



## 労働時間を守れない運送を強要していませんか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- 運送委託者の都合により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、有主自動車(※)の利益となるおそれがあります。

(※) 有主自動車の場合には運送物の運送が目的のみならず、貨物までが運送の対象です。

**🏠 要注意! チェックポイント**

- 運送物の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、労働時間や運送ルートを決めます。
- 緊急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを事前に有効道路利用料について協議する。

## 荷待ち時間への対策を放置していませんか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、有主自動車(※)の利益となるおそれがあります。
- また、運送事業者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※) 有主自動車の場合には運送物の運送が目的のみならず、貨物までが運送の対象です。

**🏠 要注意! チェックポイント**

- 運送委託者の都合による荷待ち時間の発生を認識し、対策をとっていますか。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による運送費用(人件費等)の負担を認めていますか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 荷待ち時間の発生やそれにより生じる遅延を運送事業者と共有し、対策を講じる。
- お支払スケジュール等を管理し、計画的に発注を計画する。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の運送費用を負担する。

## 有料道路の利用料金を負担していますか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- 運送事業者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

**🏠 要注意! チェックポイント**

- 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 有料道路の利用が必要になる場合は、十分な協議の上、事前に有料道路利用料金の負担を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、契約内容を確認する。

## 燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



**⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!**

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することと求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に購入拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

**🏠 要注意! チェックポイント**

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しを協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの購入要請があつたにもかかわらず、拒否を拒んでいませんか。

**👤 こんな取引を目指しませんか？**

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事象に際しては、契約内容により運賃・料金を見直す。



# 荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に

荷主の関与が判明すると**荷主名が公表**されます!

荷主の関与の有無標準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

## トラック運送事業者の法令違反行為

### ①「ドライバーの労働時間のルール違反」(道路交通法第136条第4項)

労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1366号)

乗務時間の上限	1日 16時間(1時間以内の休憩時間を含む) 1週間 80時間(1日16時間以内、1週間80時間以内)
休憩時間の確保	1日 1時間(1時間以内の休憩時間を含む) 1週間 7時間(1日16時間以内、1週間7時間以内)
乗務時間の短縮	1日 15時間(1時間以内の休憩時間を含む) 1週間 75時間(1日15時間以内、1週間75時間以内)
乗務時間の短縮	1日 14時間(1時間以内の休憩時間を含む) 1週間 70時間(1日14時間以内、1週間70時間以内)

### ②「道路法(車両制等令)違反」(車両の重量、軸重等の一部規制等は既に存在する車両の運行)

### ③「道路交差法違反」(道路通行禁止、運送制限等)

## 新たな荷主勧告制度の概要



# 荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査(荷主勧告該当性調査)を実施

### ① 荷待ち時間の恒常的な発生



### ② 非合理的な到着時刻の設定



### ③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



### ④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

### 「荷主勧告制度」とは?

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなどとして荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事業の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を適宜により取っています。

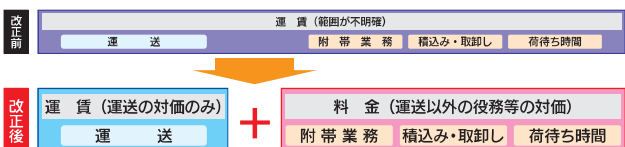
詳しくは、国土交通省のHP ([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html)) をご参照ください。

# 平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

## 標準貨物自動車運送約款等の改正概要

### ① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



### ② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします。



### ③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、「ラベル貼り」等\*を追加します。

\*その他の追加する附帯業務: 「戻待ち」、「戻待ち」  
「はい」作業(自動車において荷物を一定の方法で積み直し/積み上げたり崩したりする作業)



### 標準貨物自動車運送約款とは?

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

# 荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**  
▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
  - ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者とその対価となる料金を支払う。**  
▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。
- ## トラック事業者が行うべきこと
- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**  
▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
  - ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**  
▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

## 問合せ先

国土交通省 貨物課 ☎ 03-5253-8575		
北海道運輸局貨物課 ☎ 011-290-2743	近畿運輸局貨物課 ☎ 06-6949-6447	
東北運輸局貨物課 ☎ 022-791-7531	中国運輸局貨物課 ☎ 082-228-3438	
関東運輸局貨物課 ☎ 045-211-7248	四国運輸局貨物課 ☎ 087-835-6365	
北陸信越運輸局貨物課 ☎ 025-285-9154	九州運輸局貨物課 ☎ 092-472-2528	
中部運輸局貨物課 ☎ 052-952-8037	沖縄総合事務局陸上交通課 ☎ 098-866-1836	

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。